

オンライン結合によると畜検査データ提供実施要領

宮崎県衛生管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、オンライン結合によると畜検査データ提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、オンライン結合によると畜検査データの提供を行うことで、迅速に生産者へデータをフィードバックし、効果的な疾病対策が図られ、生産性の向上、強い食肉の安全性の確保・推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「オンライン結合によると畜検査データ提供」とは、宮崎県内5ヶ所の食肉衛生検査所でのと畜検査を行った、豚のと畜検査成績について、WEB上のデータ提供サービス「宮崎県と畜検査オンラインシステム」(以下「本システム」という。)を介して、生産者へ電子データを提供することをいう。

(提供対象者)

第4条 豚の所有者並びに生産者(以下「生産者等」という。)及び生産者等に準ずる者のうち、オンライン結合によると畜検査データ提供を希望し、本システムの利用申請を行った者を対象とする。

(提供データ)

第5条 提供するデータは、次のとおりとする。生産者等に対しては、生産者等本人のと畜検査データを提供し、生産者等に準ずる者に対しては承諾を受けた生産者等のと畜検査データに限り提供する。

番号	帳票	種類
1	チェックリスト	日次
2	生産者別成績表	日次
3	生産者別成績表(日別)	月次
4	主要疾病動向(月次)	月次
5	主要疾病動向(月別)	年次

(利用手続)

第6条 本システム利用開始等の手続は、豚を搬入すると畜場を所管する各食肉衛生検査所毎に行うものとする。

(ID及びパスワードの交付)

第7条 本システム利用開始時には、各食肉衛生検査所毎、個別にID及びパスワードの交付を受けるものとする。

(保管期間)

第8条 保管期間は、次のとおりとする。

- (1) と畜検査パソコン内に保管した ID 及び初期パスワードは3年間
- (2) 本システムの利用に係る各種申請書類は3年間
- (3) 本システムに保管すると畜検査データは1年間
(不正アクセス防止対策)

第9条 不正アクセス防止対策は、次のとおりとする。

- (1) ID 交付書に記載された URL 又は QR コードから本システムへログイン
- (2) 各ユーザによるユーザ設定パスワードの個別設定及び個別管理
- (3) 複数回に及ぶパスワード誤入力による利用停止措置
- (4) 電話及び電子メール並びに FAX による申請の禁止
- (5) ログイン時に生産者等のメールアドレスへログインメールを配信
- (6) 不正なアクセスログ発覚時に食肉衛生検査所へ通報し、必要に応じ再発防止措置
(その他)

第10条 その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月29日から施行する。